下記の定例監査の結果に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成29年3月16日

新庄市監査委員 大場隆司

新庄市監査委員 新田道尋

記

- 1. 監査対象 市民課の平成28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る 事業の管理について
- 2. 監査期間 平成29年1月27日~平成29年2月8日

監査の結果(指摘、要望事項)	措 置 の 内 容
1. 備品管理台帳を整備し、現物と照合できるような方法により、適正な備品管理に努めること。	1. 備品管理台帳につきましては、「備品台帳記載 要領」に基づき整備し、適正な備品管理に努め ます。